

特定非営利活動法人に対する市民への説明要請実施基準

平成26年4月1日

『さいたま市における「NPO法の認証運用方針」』に基づき、市民への説明要請実施基準を定めます。

1 市民等から情報が寄せられた場合の説明要請

(1) 実施基準

ア 市民等からの情報提供が寄せられた場合

市民等から情報が寄せられた時には、次の(ア)から(エ)の全てに該当する場合、総合的に判断した上で、当該団体に対して市民への説明要請を行います。

- (ア) 情報提供が概ね3件以上で複数の者からの提供であること
- (イ) 情報提供の内容に合理性があること
- (ウ) 客観的証拠があること
- (エ) 情報提供者の属性に問題がないこと（当該団体との利害関係の有無、同一グループによる情報か否か等）

イ 新聞等の報道がされた場合

NPO法人について、新聞等で社会的な影響が危惧される報道がなされた場合は、速やかに当該法人に対して市民への説明要請を行います。

ウ 他の監督庁からの情報提供があった場合

他の監督庁より情報提供があり、速やかに対応する必要があると認められる場合には、当該法人に対して市民への説明要請を行います。

(2) 報告期限

当該法人に対し、市民への説明要請を実施した日から1ヶ月以内に、次のア、イを実施するよう求めます。

ア 市民への説明

さいたま市より説明要請を受けた内容について、市民への説明を実施する。

イ さいたま市への報告

市民へ行った説明内容について、さいたま市に報告する。

なお、「市民への説明」については、説明内容を記載した文書をさいたま市に送付し、市のホームページに掲載することによって代替することも可能とします。その場合には、「さいたま市への報告」については必要ないものとします。

(3) 実施後の対応

- ア さいたま市ホームページ上で、NPO法人に対して市民への説明要請を実施したことを掲載、公表します。掲載期間は原則として、法人から報告があるまでとします。
- イ NPO法人から報告があった場合は、報告を受理した日から原則として1か月間、これをさいたま市ホームページに掲載し、公表します。

なお、「市民への説明」をさいたま市のホームページに掲載することで代替した場合は、当該NPO法人からの申し出があれば、説明文書の掲載期間を延長することを可能とします。

2 法令に基づく書類の提出がない場合の説明要請

(1) 実施基準

ア 事業報告書等未提出の場合

NPO法第29条に定める事業報告書等の書類が、さいたま市特定非営利活動促進法施行条例第6条に定める提出期限(毎事業年度初めの3月以内)内に提出されていない場合であって、2回の督促にも応じず提出がない場合には、市民への説明要請を行います。

(2) 報告期限

当該法人に対し、市民への説明要請を実施した日から1ヶ月以内に、次のア、イを実施するよう求めます。

ア 市民への説明

さいたま市より説明要請を受けた内容について、市民への説明を実施する。

イ さいたま市への報告

市民へ行った説明内容について、さいたま市に報告する。

なお、「市民への説明」については、説明内容を記載した文書をさいたま市に送付し、市のホームページに掲載することによって代替することも可能とします。その場合には、「さいたま市への報告」については必要ないものとします。

(3) 実施後の対応

ア さいたま市ホームページ上で、NPO法人に対して市民への説明要請を実施したことを掲載、公表します。掲載期間は原則として、法人から報告があるまでとします。

イ NPO法人から報告があった場合は、報告を受理した日から原則として1か月間、これをさいたま市ホームページに掲載し、公表します。

なお、「市民への説明」をさいたま市のホームページに掲載することで代替した場合は、当該NPO法人からの申し出があれば、説明文書の掲載期間を延長することを可能とします。

※市民への説明要請でいう報告とは、事業報告書等の提出のことではなく、市民への説明要請への回答のことです。そのため、事業報告書等が提出された場合であっても、市民への説明要請への報告がない場合には、事業報告書等の提出がなかった理由を記載した回答を求めます。

3 所轄庁による監督を実施した場合の説明要請

(1) 実施基準

所轄庁がNPO法人に対して報告徴収、改善命令等を実施した場合、当該法人に市民に対する説明・弁明の機会を与えるため、市民への説明要請を行います。

(2) 報告期限

当該法人に対し、市民への説明要請を実施した日から1ヶ月以内に、次のア、イを実施するよう求めます。

ア 市民への説明

さいたま市より説明要請を受けた内容について、市民への説明を実施する。

イ さいたま市への報告

市民へ行った説明内容について、さいたま市に報告する。

なお、「市民への説明」については、説明内容を記載した文書をさいたま市に送付し、市のホームページに掲載することによって代替することも可能とします。その場合には、「さいたま市への報告」については必要ないものとします。

(3) 実施後の対応

ア さいたま市ホームページ上で、NPO法人に対して市民への説明要請を実施したことを掲載、公表します。掲載期間は原則として、法人から報告があるまでとします。

イ NPO法人から報告があった場合は、報告を受理した日から原則として1か月間、これをさいたま市ホームページに掲載し、公表します。

なお、「市民への説明」をさいたま市のホームページに掲載することで代替した場合は、当該NPO法人からの申し出があれば、説明文書の掲載期間を延長することを可能とします。

※市民への説明要請という報告とは、事業報告書等の提出のことではなく、市民への説明要請への回答のことです。そのため、事業報告書等が提出された場合であっても、市民への説明要請への報告がない場合には、事業報告書等の提出がなかった理由を記載した回答を求めます。

4 さいたま市ホームページにおける公開基準

(1) 公開方法

市民への説明要請の通知文書及び法人から提出された文書をスキャナにより複写して公開します。

(2) 公開しない場合

次の場合には、当該団体から提出された文書の記載の一部を削除して公開するものとします。

- ア 個人情報保護の観点から公開することが適切でない記載がある場合
- イ 特定の個人又は団体を誹謗中傷し、又はそのおそれのある記載がある場合
- ウ 犯罪を誘発し、又はそのおそれのある情報を提供する記載がある場合
- エ 公序良俗に反する記載がある場合
- オ その他市民への説明要請の趣旨に反する記載がある場合